第二部【参照情報】⑺
第１【参照書類】
法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１【有価証券報告書及びその添付書類】
計算期間　第　期（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出
２【半期報告書】
計算期間　第　期中（自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日）　平成　　年　　月　　日関東財務局長に提出
３【臨時報告書】
１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成　　年　　月　　日）までに、臨時報告書を平成　　年　　月　　日に関東財務局長に提出
４【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を平成　　年　　月　　日に関東財務局長に提出
第２【参照書類の補完情報】
第３【参照書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。
⑴　代表者の役職氏名
法第27条の30の５第１項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。
⑵　発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（法第２条第１項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）の別等）を記載すること。
⑶　今回の募集（売出）金額
今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
⑷　発行登録書の内容
ａ　「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
ｂ　「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。
なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。
⑸　これまでの募集（売出）実績
ａ　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
⑻　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
⑼　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
⑽　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。ｂ⑽において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。
ｂ　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
⑻　「番号」欄には、ａ⑻に準じて記載すること。
⑼　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
⑽　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。
⑾　今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。
⑹　縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
⑺　参照情報
ａ　臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第２項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
ｂ　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

第二十一号の二様式第一備考一中「社債（」を「特定社債（」に、「各社債」を「各特定社債」に、「社債管理者又は社債」を「特定社債管理者又は特定社債」に、「新優先出資引受権付社債」を「新優先出資引受権付特定社債」に、「行使請求期間」を「行使期間」に、「受付場所、」を「行使請求の受付場所、」に改め、同様式記載上の注意⑵中「特定社債券」の次に「（法第２条第１項第４号に掲げる特定社債券をいう。⑷ｃ及び⑸ｂ⑷において同じ。）」を加え、同記載上の注意⑸ａ⑽中「以下」を「ｂ⑽において」に改め、同記載上の注意⑸ｂ⑻中「ａの⑻」を「ａ⑻」に改め、同記載上の注意⑸ｂ⑾中「特定社債」を「特定社債券」に改める。

第二十一号様式から第二十三号様式までを次のように改める。

第二十二号様式

【表紙】
【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成　　年　　月　　日
【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿